

2021年5月12日

プレスリリース(JAL被解雇者労働組合)

本日、JAL被解雇者労働組合(JHU)は、東京都労働委員会に対して不当労働行為救済命令(労働組合法7条2号)を申立てました。

JHUは、元機長組合員であった山口(現パイロット争議団長)、山崎(現副団長)、清田(現事務局長)の3名によって本年4月4日に結成された。3名は解雇後の2012年に定年(60歳)を迎える組合員資格を失い、団体交渉に参加できず、直接経営に意見を述べる機会はなかった。

JHUは、解雇争議が長引き11年目に入っていることから、当事者として解雇争議の解決を求め団体交渉を要求したが、会社はこれを拒否している。

2010年12月31日にパイロット81名、客室乗務員84名が整理解雇された事件は二つの裁判で争われてきた。先行した地位確認訴訟では2015年2月に最高裁で整理解雇は有効とされた。しかし、不当労働行為事件(解雇の過程で管財人が労働組合へ支配介入した事件)では、翌年9月に最高裁から憲法28条違反「団結権侵害」の判断が出された。この判断は整理解雇の合理性を認めた先の判決を否定するものだった。

最高裁判断を受けて、2016年10月に石井国交大臣(当時)が国交委員会で「遺憾である。日本航空で適切に対処すべき」と答弁している。その後、2018年4月には赤坂社長が「できるだけ早期に解決したい」と発言、同年5月には「整理解雇問題の解決に踏み出す」との経営方針が発表された。これらを受けて労使間で特別協議などが進められてきたが、未だに解決していない。

JALの争議についてはILOから4度の勧告が出されている。勧告は「結論に至るべく完全かつ率直な討議を求める」とし、同時に労働委員会制度に言及している。また、昨年12月1日の参議院厚労委員会で田村厚労大臣が、長引くJALの争議を懸念して、「国としては労働委員会があるわけで、労働委員会の中でいろいろな対応ができる」と労働委員会の活用を促している。本日、JHUは団交拒否で都労委に不当労働行為の救済を申立てた。

JHUの要求は、乗員組合とキャビンクルーユニオンの二労組と同じ「統一要求」である。私たちは、JHUを含む三労組で連携・一致協力して取り組んでこそ解決に向けて前進できるものと確信している。

JALは「安全と公共性」が求められているグローバル企業であることを自覚し、争議解決に向けて責任ある対応をすべきです。

以上